２０２５年１１月２８日

しずおか焼津信用金庫

お客さま各位

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」へのお振込みについて

平素よりしずおか焼津信用金庫をお引き立て賜り、厚くお礼申し上げます。

・近年、金融犯罪の手口が巧妙かつ多様化し、インターネットバンキングにおける不正送金事案等をはじめ、投資詐欺・架空請求詐欺など特殊詐欺の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ送金される事例が多発しております。

・当金庫では、金融庁および警察庁からの要請に基づき、暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人名と異なる振込依頼人名に変更してのお振込みについては、お断りさせていただきます。
　尚、口座名義人名の前後に数字等が付される場合は制限の対象にはなりません。

・また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただくことがございます。
・加えて、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど不正送金（振込）の未然防止のため、振込み理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただくことがあります。

・お客さまにはご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るための取組であるため、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以　上